

美瑛町議会の概要



美 瑛 町 議 会
令 和 8 年 4 月 現 在

目 次

○美 瑛 町 町 民 憲 章	1
○美 瑛 町	2～3
1. 町名の由来 2. 町章 3. 町旗 4. 歴史 5. 位置及び地勢 6. 観光 7. その他	
○議 会 の 沿 革	4
○議 会 事 務 局 の 設 置	4
○議 会 の 構 成	5～7
1. 議員名簿 2. 人口及び議員数 3. 常任委員会 4. 議会運営委員会 5. 特別委員会 6. 委員会・協議会等の開催状況 7. 歴代議長 8. 歴代副議長	
○本 会 議	8
1. 定例会・臨時会 2. 提出件数・審議結果 3. 一般質問 4. 意見書の提出 5. 請願・陳情件数	
○議 会 運 営	9
1. 一般質問 2. 緊急質問 3. 質疑 4. 会期と議事日程 5. 議案 6. 請願・陳情 7. 会議録	
○報 酬 ・ 費 用 弁 償	10
1. 議員の報酬 2. 特別職の給料 3. 議員の期末手当 4. 議員の費用弁償	
○令 和 8 年 度 当 初 予 算	11～13
1. 各会計予算 2. 一般会計予算内訳 3. 議会費当初予算	
○美 瑛 町 組 織 機 構 図	14

美瑛町町民憲章

わたくしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章をかかげてその実践につとめましょう。

1. 心もからだもすこやかに
りっぱにつとめをはたしましょう。
1. 互いにむつみ話しあい
楽しい家庭をつくりましょう。
1. きまりを守り助けあい
明るい社会をつくりましょう。
1. 自然を愛し文化をたかめ
豊かな郷土をつくりましょう。

〔美 瑛 町〕

1. 町名の由来

美瑛はアイヌ語の「ピエ」より転訛したもので、どこを掘っても濁水が湧き出すという意味です。

本町の開拓者は「ビエイ」と訛って呼んでおりましたが、美しさを表す「美」、王者のごとく、そして明朗な意味を含む「瑛」という字があてられ現在の「美瑛」と命名されました。

2. 町章（昭和38年2月制定）



美瑛町の源であり、町のシンボルともいえるべき存在の「十勝岳」をかたどり、あわせて町名の第1字「び」を図案化したもので、常に雄々しく伸びる町の発展性とひらがな字体で町民の親和を表したものである。

3. 町旗（昭和44年8月制定）

緑地の中に金色で町旗を配し、平和と健康、豊穰と高潔を表現したものである。周辺金色の飾りの房がある。

4. 歴史

明治26年殖民区画が設定され、美瑛原野と称し、神楽村（現在旭川市）の所轄であったが、翌27年兵庫県人の移住開墾がなされたのが美瑛のはじまりで、同33年神楽村から分村、戸長役場が置かれた。その後農場、牧場を中心として開発され純農村のまちとして発展し、大正12年4月1級村制施行、昭和15年4月町制が施行される。戦前戦中を通じ第7師団陸軍演習場として利用されていた国有地が昭和20年終戦とともに開拓地として海外引揚者などに開放され、戦後の開拓行政が始まり、急速に人口増加を見るに至った。昭和25年は白金温泉が開湯され、十勝岳の登山、自然をいかした観光地の開発が行われ、農業と観光のまちとして発展してきた。

5. 位置及び地勢

美瑛町は北海道のほぼ中央、上川盆地の南端、旭川市と富良野市を結ぶJR富良野線の中央に位置している。

周囲は東に上川町、東南の十勝岳を隔て新得町、西南に上富良野町、西に中富良野町及び芦別市、西北から北に旭川市、北東から東は東神楽町と東川町、2市6町に隣接している。

地形は概ね波状丘陵地で、畑の大部分はこの地帯にあり、丘陵の間をぬって流れる美瑛川、置杵牛川、辺別川、ルベシベ川、宇莫別川の流域平坦部が水田として利用されている。総面積の70%以上は山林で占められ、町の東南部には十勝岳連峰が連なっている。

6. 観光

十勝岳の麓、白金温泉は白樺街道、国設野営場、野鳥の森、白樺遊歩道を有する観光地として若者からお年寄りまで楽しむことで知られている。

また、昭和62年7月には風景写真家の故前田真三氏が活動拠点としてアトリエ「拓真館」を開設し、広大な丘陵を背景とした「丘のまち」として知られ、道内外から多くの人々が訪れている。

令和6年度の観光客入込数は約268万人を数える。

7. その他

町制施行		昭和15年4月1日
広 ぼ う	東西	47.9 km
	南北	40.8 km
面 積		676.78 km ²
人 口	平成27年国調	10,292人
	令和2年国調	9,668人
世 帯 数	平成27年国調	4,288世帯
	令和2年国調	4,213世帯

産業別就業人口（国勢調査）

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計
平成27年	1,540人 (30.1%)	591人 (11.5%)	2,990人 (58.4%)	5,121人 (100%)
令和2年	1,468人 (31.1%)	459人 (9.7%)	2,789人 (59.2%)	4,716人 (100%)

住民基本台帳人口

令和7年 3月末現在	令和8年3月31日現在			
	男	女	計	世帯数
9,235人	4,252人	4,853人	9,105人	4,816世帯

一部事務組合の設置状況

名称	設置年月日	構成団体名
大雪消防組合	昭和48年4月1日	東川町・東神楽町・当麻町 比布町・愛別町・美瑛町
大雪清掃組合	昭和48年4月1日	東川町・東神楽町・美瑛町
大雪葬斎組合	昭和51年4月1日	東川町・東神楽町・美瑛町
上川地方滞納整理機構	平成21年2月23日	鷹栖町・東神楽町・当麻町 比布町・愛別町・上川町 東川町・美瑛町・美深町 大雪地区広域連合

広域連合の設置状況

名称	設置年月日	構成団体名
大雪地区広域連合	平成15年7月22日	東川町・東神楽町・美瑛町

〔議会の沿革〕

本町の議会は、2級村時代の、大正4年に第1回選挙が行われ、12人の村会議員の構成により始まった。村制時代には第9回選挙まで行われました。その間、大正10年の第4回選挙までは12人であった定員数は、大正12年法律の改正に伴い、第5回選挙からは24人となり、昭和22年3月まで続けられてきた。

昭和20年8月15日終戦をむかえ、連合軍司令部の統轄と指導のもとに各制度が改新され、昭和21年11月の町村制の大改正により、議会の議長・副議長は議員から選出されることになった。

昭和22年5月3日新憲法の効力発生と同時に地方自治法が施行され、地方自治権の拡大と地方議会制度が確立された。

本町においては、地方自治法の施行に先立ち、昭和22年4月、26人の定員で第1回選挙が行われた。

昭和25年、国政調査が行われ、その結果、地方自治法第91条の規定に基づき本町の議員定数は30人となったが、昭和26年3月定例会において、議員定数を定める条例(減員条例)を制定、昭和26年4月執行の選挙から定数は26人となった。

数度にわたる選挙を経た後、昭和56年3月定例会において、議会議員の定数を減少する条例を制定、昭和58年4月執行の選挙から定数は22人となった。その後、平成3年3月定例会において定数を20人とする条例の改正がなされ、平成3年4月執行の選挙から適用された。

平成11年、地方分権一括法により地方自治法が改正され、議員の定数はそれぞれの市町村において法律の定める数の範囲内とすることとなり、平成14年9月定例会において美瑛町議会の議員の定数を定める条例を制定、平成15年4月執行の選挙から定数は18人となった。その後、平成18年9月定例会において定数を14人とする条例改正がなされ、平成19年4月執行の選挙から適用された。

〔議会事務局の設置〕

議会事務は、従来町長部局と兼務であったところ、議決機関としての議会の重要性に鑑み、議会事務局を設置し、専任職員をおくべきであるとの声が高まり、昭和26年6月13日書記長制度で専任職員1人を配置し、事務局を設置したが、さらに昭和33年8月25日議会事務局設置条例を制定し、現在局長以下3人。

[議会の構成]

1. 議員名簿（令和8年4月1日現在）※議席順

議席 番号	氏 名	総務 文教	産業 経済	議会 運営	職 業	党派	年齢	当選 回数	備考
1	武 田 信 玄		○		農業	無	84	8	
2	桑 谷 覺		○	○	自営業	無	79	4	
3	京 屋 愛 子	○		○	自営業	無	77	2	
4	興 梶 勝 也		○		自営業	無	60	1	
5	保 田 仁	○		○	無職	無	67	2	
6	青 田 知 史	○			団体役員	無	57	2	
7	白 石 久 代	○			会社役員	無	69	1	
8	坂 田 昌 則		○		農業	無	66	1	
10	八 木 幹 男	○		○	無職	無	76	4	
11	谷 本 憲 一		○		農業	無	63	1	
12	山 本 賢 一		○	○	農業	無	56	2	
13	高 田 紀 子	○			無職	無	66	2	副議長
14	野 村 祐 司				会社役員	無	74	3	議長

2. 人口及び議員数

令和2年国調人口	令和8年3月末現在 住民基本台帳人口	議 員 定 数		任 期
		条例	欠員	
9,668人	9,105人	14人	1人	令和5年5月1日～ 令和9年4月30日

3. 常任委員会 任期～4年 議長の常任委員の就任状況～辞任している

(1) 総務文教常任委員会 (委員定数7名)

総務課・まちづくり推進課・税務課・住民生活課・保健福祉課・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員の所管に関すること。病院事業に関すること。総務文教に関すること。他の常任委員会に属さない事務。

(2) 産業経済常任委員会 (委員定数7名)

商工観光交流課・文化スポーツ課・農林課・建設水道課・農業委員会の所管に関すること。産業経済に関すること。

4. 議会運営委員会 (委員定数5名) 任期～4年 (設置 平成3年5月8日)

議会の円滑、かつ効率的運営を図るために協議し、議長の諮問に応ずる目的をもって設置。選任に当たっては、各常任委員会の正副委員長と副議長が所属しない常任委員会から1名を推薦してもらい、議長が会議に諮って指名する。(副議長は委員外議員として出席。)

5. 特別委員会 (委員数)

(1) 予算審査特別委員会 (13名) 議長を除く全議員

委員長は各常任委員会委員長が交替で行う。

(2) 決算審査特別委員会 (12名) 議長及び監査委員を除く全議員

委員長は各常任委員会副委員長が交替で行う。

(3) 議会報特別委員会 (4名) 任期～4年 議長が指名する。

「びえいの議会」4, 400部発行、全戸配付、年間発行回数4回、広報型

6. 委員会・協議会等の開催状況 (令和7年1月1日～令和7年12月31日)

委員会名等		開催状況 (回)		合計 (回)
		会期中	閉会中	
総務文教常任委員会	町内所管事務調査		2	2
	道内所管事務調査		2	2
	道外所管事務調査			
	付託事件審査		2	2
産業経済常任委員会	町内所管事務調査		3	3
	道内所管事務調査			
	道外所管事務調査		3	3
	付託事件審査			
議会運営委員会		2	17	19
予算審査特別委員会		4		4
決算審査特別委員会			2	2
新税審査特別委員会 (公聴会含む)		1	3	4
議会報特別委員会		4	4	8
正副議長・委員長会議			1	1
全員協議会		2	7	9
議員研究会			3	3

7. 歴代議長

歴代	氏名	就任年月	退任年月
1	春日 一 義	昭和21年11月	昭和22年 4月
2	黒松 秀 夫	昭和22年 5月	昭和30年 4月
3	保田 盛 道	昭和30年 5月	昭和34年 4月
4	安藤 友之輔	昭和34年 5月	昭和42年 2月
5	八木 美乃瑠	昭和42年 3月	昭和50年 4月
6	青嶋 七 松	昭和50年 5月	昭和54年 4月
7	舟木 力 男	昭和54年 5月	昭和62年 4月
8	大西 弘 近	昭和62年 5月	平成 3年 4月
9	佐藤 富 男	平成 3年 5月	平成11年 4月
10	藤岡 寿 一	平成11年 5月	平成19年 4月
11	齊藤 正	平成19年 5月	平成27年 4月
12	濱田 洋 一	平成27年 5月	平成31年 4月
13	佐藤 晴 観	令和 元年 5月	令和 5年 4月
14	野村 祐 司	令和 5年 5月	現 在

8. 歴代副議長

歴代	氏名	就任年月	退任年月
1	近藤 和 七	昭和21年11月	昭和21年11月
2	野村 市 郎	昭和21年12月	昭和22年 4月
3	荒川 要 作	昭和22年 5月	昭和24年 6月
4	山下 糸 吉	昭和24年 7月	昭和26年 4月
5	中田 平 一	昭和26年 5月	昭和30年 4月
6	安藤 友之輔	昭和30年 5月	昭和34年 4月
7	中田 平 一	昭和34年 5月	昭和38年 4月
8	八木 美乃瑠	昭和38年 5月	昭和42年 2月
9	長谷川 与 一	昭和42年 3月	昭和42年 4月
10	竹村 義 雄	昭和42年 5月	昭和46年 4月
11	西原 昌 雄	昭和46年 5月	昭和50年 4月
12	杉山 久 一	昭和50年 5月	昭和51年 4月
13	渡部 倶楽夫	昭和51年 5月	昭和54年 4月
14	内田 一 郎	昭和54年 5月	昭和58年 4月
15	福家 俊 雄	昭和58年 5月	昭和62年 4月
16	佐藤 富 男	昭和62年 5月	平成 3年 4月
17	橘 高 幸 男	平成 3年 5月	平成 7年 4月
18	浜林 保 夫	平成 7年 5月	平成11年 4月
19	高橋 初	平成11年 5月	平成15年 4月
20	上田 昌 宏	平成15年 5月	平成19年 4月
21	沼田 成 功	平成19年 5月	平成27年 4月
22	杉山 勝 雄	平成27年 5月	平成31年 4月
23	八木 幹 男	令和 元年 5月	令和 5年 4月
24	高田 紀 子	令和 5年 5月	現 在

[本 会 議]

1. 定例会・臨時会（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

区分		本会議日数（日）	会期日数（日）	傍聴者数（人）
定例会	3月	4	17	20
	6月	2	2	22
	9月	2	2	13
	12月	2	2	7
定例会合計		10	23	62
臨時会3回		3	3	3
年間合計		13	26	65

2. 提出件数・審議結果（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

区 分		町長提出		議員提出		計
		定例会	臨時会	定例会	臨時会	
種 類	予 算	25	8			33
	条 例	34	3	4	1	42
	決 算	7				7
	専 決 処 分	1	3			4
	意 見 書			13		13
	決 議			1		1
	そ の 他	34	8			42
計		101	22	18	1	142
結 果	原 案 可 決	101	22	17	1	142
	修 正 可 決			1		
	撤 回					
	審 議 未 了					
	翌 年 へ 継 続					
計		101	22	18	1	142

3. 一般質問（令和7年）

26人（延人数） ※質問数61件

4. 意見書の提出（令和7年）

13件

5. 請願・陳情（令和7年）

0件

〔議 会 運 営〕

1. 一般質問

定例会において議長の定めた期間（概ね質問日の16日前）までに文書で（要旨は具体的に記載）通告。質問の順序は通告順によって行い、質問事項の全部を一括して述べる。質問者は、回数制限（質問回数は3回）もしくは時間制限（45分）を選択。一般質問に対する関連質問は許可しない。

2. 緊急質問

あらかじめ議長にその要旨を文書で通告する。議長は議会運営委員会に諮り、議会の同意を得て行っている。

3. 質疑

質疑は原則として一括質疑方式及び同一議員につき同一議題について3回までとしている。

議題外又は自己の意見を述べることを固く禁じている。

4. 会期と議事日程

議会運営委員会において協議し、議長が会議に諮って決定する。

5. 議案

招集日3日前までに送付。新設条例・料金の改定に関する条例は、原則として委員会付託。内容が軽易なものは議会運営委員会に諮って委員会付託を省略している。

6. 請願・陳情

請願・陳情とも同様の扱いをし、原則として所管の委員会で審議するが、内容が軽易なものは議会運営委員会に諮って委員会付託を省略している。委員会の報告は、審議報告書を作成・配布し、委員長が審査報告を行う。

7. 会議録

本会議、各委員会をデジタル音声による全文記録。

〔報酬・費用弁償〕

1. 議員の報酬（月額）

（単位 円）

	議 長	副議長	委員長	議 員
施行年月日 H29年4月1日	300,000	240,000	210,000	200,000

2. 特別職の給料（月額）

（単位 円）

	町 長	副町長	教育長
施行年月日 H29年4月1日	810,000	640,000	600,000

3. 議員の期末手当

6月期末手当	12月期末手当	合計	備 考
2. 3 2 5月分	2. 3 2 5月分	4. 6 5月分	15%加算措置

4. 議員の費用弁償

交通費		宿泊費	宿泊手当		
車賃	公共交通機関		食事なし	1食付き	2食付き
37円 (1kmにつき)	実費額	実費額	2,400円	1,600円	800円

備考

- 1 日帰り出張した場合の日当は、支給しない。
- 2 公用車を使用して出張した場合の車賃は、支給しない。
- 3 宿泊費については、実費額を支給するが、地域ごとに上限を定める。
- 4 宿泊手当については、宿泊が伴った出張の場合のみ、宿泊した日数に応じて支給する。

〔令和8年度 当初予算〕

1. 各会計予算

(単位 千円)

会 計 区 分		本年度予算額	前年度予算額	
一 般 会 計		11,817,000	11,958,000	
特 別 会 計	老人保健施設事業会計	96,882	96,747	
	白金泉源事業会計	22,935	20,430	
	計	119,817	117,177	
企 業 会 計	水 道	収益の支出	325,726	314,218
		資本の支出	269,204	200,045
		計	594,930	514,263
	下 水 道	収益の支出	446,058	444,704
		資本の支出	150,786	126,410
		計	596,844	571,114
	水 力	収益の支出	59,629	60,242
		資本の支出	1	1,301
		計	59,630	61,543
	病 院	収益の支出	1,256,793	1,225,101
		資本の支出	176,292	196,518
		計	1,433,085	1,421,619
	計		2,684,489	2,568,539
	合 計		14,621,306	14,643,716

2. 一般会計予算内訳

(単位 千円)

歳 入		歳 出	
款	金 額	款	金 額
1. 町 税	1,189,132	1. 議 会 費	60,811
2. 地 方 譲 与 税	238,976	2. 総 務 費	2,305,168
3. 利 子 割 交 付 金	1,000	3. 民 生 費	1,246,296
4. 配 当 割 交 付 金	2,000	4. 衛 生 費	1,257,192
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,500	5. 労 働 費	1,823
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	15,000	6. 農 林 水 産 業 費	847,699
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	235,000	7. 商 工 費	854,130
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	1	8. 土 木 費	1,342,931
9. 地 方 特 例 交 付 金	27,000	9. 消 防 費	419,274
10. 地 方 交 付 税	5,065,250	10. 教 育 費	628,696
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,500	11. 公 債 費	1,500,492
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	8,355	12. 諸 支 出 金	1,323,918
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	322,696	13. 災 害 復 旧 費	9
14. 国 庫 支 出 金	1,028,569	14. 予 備 費	28,561
15. 道 支 出 金	794,668		
16. 財 産 収 入	63,027		
17. 寄 附 金	500,000		
18. 繰 入 金	1,133,377		
19. 繰 越 金	20,000		
20. 諸 収 入	415,549		
21. 町 債	753,400		
合 計	11,817,000	合 計	11,817,000

3. 議会費当初予算

第1款 議会費 第1項 議会費 第1目 議会費

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		33,240	議長 月額 300 副議長 月額 240 委員長 月額 210 議員 月額 200	
3. 職員手当等		14,813	議員期末手当	
4. 共済費		7,738	議員共済費	
7. 報償費		530	講師謝礼	
8. 旅費		1,292	議員調査研修旅費 164 議員一般旅費 1,081 職員旅費 47	
9. 交際費		300	議長交際費	
10. 需用費		1,544	消耗品費 308 印刷製本費 1,236	
11. 役務費		12	広告料 12	
12. 委託料		649	保守管理委託料	
13. 使用料及び賃借料		77	使用料 27 車借上料 50	
18. 負担金補助及び交付金		616	議員公務災害補償負担金 90 議員共済会事務費負担金 210 諸会議負担金 231 諸団体負担金 45 補助金 40	
合計		60,811		

美瑛町組織機構図

